

令和7年度第1回木更津市史編集委員会 会議録

1. 会議名 令和7年度第1回木更津市史編集委員会
2. 開催日時 令和7年7月23日(水)午後2時15分～3時15分
3. 開催場所 木更津市役所駅前庁舎 防災室・会議室
4. 出席者 市史編集委員会委員 出席9名
成田篤彦委員長、實形裕介副委員長、小沢洋委員、石和田秀幸委員、盛本昌広委員、
大関真由美委員、駒早苗委員、松本明子委員、安田貴之委員

教育委員会事務局6名
廣部昌弘教育長、曾田智生教育部長、水越学教育部次長兼文化課長、
平野佐知恵係長、稲葉昭智主任主事、石野恵美会計年度任用職員
5. 議題及び公開又は非公開の別
議題1 刊行計画の変更について(公開)
議題2 令和7年度木更津市史編さん部会活動計画について(公開)
その他 報告事項 (公開)
6. 傍聴人 なし

平野係長:ただいまから令和 7 年度第 1 回木更津市史編集委員会を開会いたします。
あらためて、これからの進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
島立委員は欠席でございます。

会議につきましては、附属機関設置条例第6条第 2 項の規定により、2 分の 1 以上の出席で
成立しております。

また、会議は公開で行いますので、ご了承ください。

なお、本日傍聴人は 0 人でございます。

会議はマイクシステムを用いております。
ご発言の際は挙手し、マイクボタン押してから、お願いいたします。
初めに、廣部教育長よりご挨拶申し上げます。

【廣部教育長挨拶】

平野係長: それでは、会議に入ります。会議に入る前に資料確認をお願いいたします。

【資料確認】

平野係長: それでは議事に入ります。

議長は委員長が務めることとなっておりますが、これまでの市史編集委員会は、令和 7 年 6 月 30 日で任期が終了しております。

したがって、委員長、副委員長を改めてご選出していただく必要がございます。

委員長、副委員長が選出されるまでは、議事の進行を事務局が務めさせていただくこととしたいのですが、よろしければ挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

ありがとうございます。

委員長ならびに副委員長の選出について、改めて事務局より説明いたします。

附属機関設置条例第 4 条の規定により、委員長及び副委員長の選出は委員の互選とされております。

そこで、委員長 1 名、副委員長 1 名の選出をお願いするものでございます。

互選につきまして、本委員会を円滑に執行するため、あらかじめ各委員、委員長、副委員長の互選について、書面にて通知させていただき、回答いただいております。

回答の結果、成田委員に委員長を、實形委員に副委員長をお願いしたいと存じます。

ご意見ございましたらお願いいたします。

【意見なし】

それでは意見はないようですので、ご承認される方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

挙手の数は、本日の出席者、半数以上ですので、委員長を成田篤彦委員、副委員長を實形裕介委員をお願いしたいと存じます。

それでは、委員長、副委員長が決定しましたので、代表して、成田委員長よりご挨拶を賜りたいと存じます。

【成田編集委員長あいさつ】

平野係長: ありがとうございました。議長は編集委員長が務めることになっておりますので、これからの議事進行を成田委員長をお願いいたします。

成田委員長:それではこれより議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の次第に沿って進めます。

議題 1 の「刊行計画の変更について」、事務局の説明をお願いいたします。

平野係長:資料 1 をご覧ください。

令和6年3月に改正された「木更津市史編集基本構想及び基本方針」の中で、刊行計画は資料の通り定められていました。この中で「史料編6 近世1」については2026年度の刊行となっておりますが、資料 2、5ページをご覧ください。近世部会活動計画、今後の調査予定刊行見込にあるとおり 2027 年度に変更したい旨近世部会から申し出がありました。この変更は、重田家文書を最重要史料として調査研究を進めたうえで「史料編6 近世1」に盛り込みたいという考えによるものです。

このことについて協議をお願いします。

成田委員長:ありがとうございました。

今、事務局から説明があった通りですが、この件について、ご質問ございますでしょうか。

大関委員:部会長から重田家文書の内容等についてお伝えするようにとのことでしたのでこの場をお借りしてお伝えします。

重田家文書は近世史料ですが、木更津船や木更津の様々な事件、訴訟を含む、また幕末の打ちこわし、名主の支配関係など大変豊かな内容となっております、近世部会としてかなりじっくり取り組む必要を感じているところです。

重田家文書の内容を組み込むことでより一層、木更津市史の内容が厚くなることが想像されます。そこでぜひ刊行計画の見直しをお願いしたい。

成田委員長:大関委員から補足説明がありましたが、今のお話も含めて、ご質問ご意見ありますでしょうか。

實形副委員長:重田家文書は木更津村の名主の資料で、近世の資料として重田家文書を取り上げないと一番の中核となる資料群が落ちてしまう、ということになってしまいます。

これをちゃんと整理して吟味して史料編に反映させないと通史編にうまく使うことができませんので、時間が欲しいと思います。

より良い市史を作るにあたって、刊行計画を見直したうえで重田家文書を入れた構成にした市史にしていきたいと考えます。

成田委員長:ご意見、ご質問あればお願いいたします。

盛本委員:点数的にはどれぐらいあるのかというのと、時期的にはいつごろからいつごろのものなのか、

お聞かせください。

實形副委員長:概数で数百点～千点というところですよ。時期的には木更津船の由緒書きがあったお宅で江戸時代の前期、中期ぐらいから幕末まで、その後も近現代の史料もあると思います。

木更津の重要な出来事、打ちこわしなど、それぞれの時期の世相を表すもので、基本的に木更津は町場なので、その特徴的な資料が重田家にまとまっています。

石川家があったらよかったのですが、無いので、重田家の名主の史料がでてくれば、ということになります。

盛本委員:中世部会で、東京湾の水上交通に関する資料を集めてまして、称名寺(金沢文庫)の所領が、この君津、木更津にありまして、年貢輸送の問題に関する資料と木更津船もちよっと関係しますので、連携したいなと思っています。

成田委員長:それでは、質問意見がないようですので、議案1について、ご承認される方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

承認されました。事務局は対応をお願いいたします。

平野係長:承知いたしました。

成田委員長:次の議題について説明をお願いいたします。

平野係長:次に議題2「令和7年度木更津市史編さん部会活動計画について」。資料2をご覧ください。考古部会から8部会の活動計画となっております。こちらについて協議をお願いいたします。

成田委員長:それでは、質問があればお願いいたします。

資料の1ページ目、考古部会、なにかございますか。

【なし】

2番目、古代部会はいかがですか。

石和田委員:古代部会は通史編に取り掛かかっています。「原始古代」というタイトルで、考古と一冊の本になる予定です。どのくらいの分量になるか考古部会と具体的な相談をしていませんので、話し合いをしないといけないと思っています。

成田委員長:中世部会お願いします。

【なし】

それでは、近世部会いかがですか。

實形副委員長：史料調査と今後の刊行計画の見直しです。

重田家文書を大事な史料として目録を作成していますが、整理が付けば木更津村の近世像がわかってくるようになると思います。

令和6年度の八剱八幡の訪問調査、近世史料撮影もしていますので木更津のど真ん中の史料をどれだけ出していけるか。資料の翻刻をどれだけ進めることができるかが課題となっています。そのために刊行計画を見直し、1年ずらして、史料の翻刻をより進めていきます。

成田委員長：他、ございますか。

駒委員：重田家文書の目録については提供された全部の史料の目録を近世部会で撮影、作成ということとでよろしいでしょうか。近現代の史料は近現代で担当するのか、史料は混ざっていると思うので一緒に目録を作成していただけるのか。

實形副委員長：今のところ近世を中心にやっていますが、最終的に全体目録を作らないといけなくて、そこで近現代のほうに触れる、ということになると思います。中世と近現代、時代が隣接する部会と調整を進めながら史料編を出していかないといけないと思います。

駒委員：もう近現代は刊行間近なので、新しい良い史料が出てきたとしても間に合う可能性は・・・難しいと思っているのですが。

近代として重田家がどういう位置にあるのかということ、医療関係で今でいう大学病院の分院を木更津に作ろうという動きがありまして、そこで重田家の人物がリーダーとしてその作業を進めていく、任命された、という文書が他から出てきている。重田家自体からそういう文書があると一番いいんですが。

はじめ木更津に作るとなっていたのが木更津と富津に作る等、色々変わってきて、係としての名前で重田家が出てきていたので、その関係の史料がありまして今年度の刊行に間に合うとうれしいのですが。よろしくお願いします。

成田委員長：近現代部会お願いします。

【なし】

民俗部会ありますか。

【なし】

自然部会お願いします。

私の方から1点追加させていただくと、8ページの一番最後に今後の調査予定刊行見込として、2027年度、令和9年度3月末、発刊を考えています。自然部会の希望なんですけども。今、総論の下書きをどんどんしてるところです。

最後、デジタル作業部会お願いします。

【なし】

議題2について、ご承認される方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

ありがとうございます。

承認されましたので、事務局は対応をお願いいたします。

平野係長:承知いたしました。

成田委員長:本日の議題は以上です。

次に、その他の報告事項に入ります。報告事項について事務局から報告をお願いいたします。

平野係長:「木更津市史自然編資料」が令和6年度に刊行されましたので報告いたします。

今、お手元の方に1冊ずつ配らせていただいています。

また、「木更津市史執筆要綱」「木更津市史の原稿として提出される著作物の利用に関する覚書」について、令和6年度第2回編集委員会でいただいたご意見を盛り込み修正いたしました。修正点については、対照表をご用意いたしました。

覚書については今年度中にすべての編さん委員と取り交わしをいたします。

市史の執筆要綱の修正部分については資料4を参照願います。

以上となります。

成田委員長:それでは「木更津市史自然編資料」の刊行について、何か質問等ございますか。

【なし】

「木更津市史の原稿として提出される著作物の利用に関する覚書」の取り交わしについて、わたしたちが前回検討したものと変わっています。対照表を作っていただきましたので、ご覧いただいて、ゆっくり見ないといけないかもしれません。

新旧対照表に基づいて、検討していきます。

第4条の変更の意図というのは、文章を簡潔に変えたということによろしいですか。

平野係長:その通りです。

成田委員長:第6条。以降削除となっておりますが、旧の方では、「ただし、甲または乙は掲載する資史料の原著作者、所有者、及び管理者の許諾を得なければならない。」というものを削除した。ここについてはいかがですか。

この削除した理由は何ですか。

平野係長:他の条文に付加したためでございます。「許諾を得なければならない」という部分について、

必要なそれぞれの条文に付加したため削除しました。

成田委員長：インターネットで放送などは、紙で刊行するものと分けて考えてるんですか。

平野係長：そうなります。

成田委員長：紙で刊行することについては、この中で、書いてあるところがよくわからない。どこに含まれているか。

平野係長：第5条「甲は、第3条第1項の規定により作成した「木更津市史」を複製することができる」、第6条「甲は、前条の規定により複製した「木更津市史」を頒布により公衆に提供することができる」、この部分は第3条第1項に含まれており、「甲は、本件著作物及び乙以外の者から「木更津市史」の原稿として甲に提出された論文、図版、写真その他の著作物を選択し、または配列して「木更津市史」を作成することができる」第2条でも「乙は、本件著作物の著作権及び著作者人格権を有する」とありますのでその部分に含まれているという考え方です。

成田委員長：第7条については、3項を2項に組み入れたということですか。

平野係長：第7条3項を1項、2項に組み入れて、独立させて3項を削除しました。

成田委員長：第8条はどういう理由ですか。

平野係長：第8条は第4条と同様、「この場合において」を、簡潔にするためにまとめました。

成田委員長：第9条はいかがですか。

デジタルコンテンツについては、かなり厳しく、規制されている感じでした。

第11条は、「乙が」ということを入れた。

第13条、これは「乙の実名または変名」と詳細に書いてあります。それから「甲は」と加えた。

次に、「(権利義務の移転・譲渡の禁止)」を入れて、第14条「甲及び乙は市史編さんから生じる権利及び義務を、相手方の書面による承諾がない限り第三者に移転し、もしくは譲渡してはならない」これは追加したんですか。それで、改めて第15条が入ったということになります。

この全体について、質問等ございますか。

盛本委員：デジタルコンテンツはどういう範囲が想定されてるのか。

平野係長：市史として作成されて木更津市史デジタルアーカイブに搭載されたものを想定しています。

それぞれの編さん委員がデジタルコンテンツを、市史に利用したものを使用して作成するということが今後考えられるということでしょうか。

盛本委員：市史そのものというより、資料紹介でインターネットで公開してることがありますので、そういうのは入ってきますか。

平野係長：それについては第9条で、皆さんがどうするかという部分について述べています。

2項は、「デジタルコンテンツを著作権法上の範囲を超えて使用する場合」について、許諾を得てくださいという内容になっているので、もしご自身あるいは他の方が作った、デジタルコンテンツに搭載されている一部を、自分自身のデジタルコンテンツに使うという場合には、第9条の2項が該当します。許諾等を得たり、或いは明示していただくなどのルールを守っていたければというのが9条の2項。

成田委員長：他にございますか。

石和田委員：古代部会の服部一隆部会委員からです。令和6年度の木更津市民カレッジで望陀布について、服部委員が発表したんですが、木更津市史編さんだより第9号に掲載されてます。それについて、自分の話したことをまとめてあるので、木更津市史編さんだより第9号を何部かいただきたい、とお願いしたところ残部がないと言われたそうです。

本人は、デジタルアーカイブで見ることができるので、それを自分でコピーをして、図案についてはカットされているので、そこを自分で利用したものを貼り付けて、それをコピーしたものを、自分の研究した内容として、配布したということなんです。

これは、このデジタルコンテンツのコピー、複製ということでしょうか。
市史ではなく編さんだよりですけど。

平野係長：9条の2項に抵触するのでは、というのもありますので、一応ご相談いただけるといいかなと。

石和田委員：文化課で許可を得ればコピーが可能なのか。

平野係長：デジタルコンテンツに掲載されなかった図面2枚については、千葉県の文書館の許諾が取れなかったもので、図については公表しておりませんと載っていますので、ご相談いただくとよかったと思います。

成田委員長：その他、全体を通して、この覚書についてご質問等ございますか。
ないようでしたらこの件については終わりにいたします。

他になれば、これで終わりしたいと思います。

質問がないようですので、本日の議題は終了とします。それでは、議長の職をとかせていただきます。ありがとうございました。

平野係長:成田委員長、議事進行ありがとうございました。以上を持ちまして、第1回木更津市史編集委員会を終了いたします。なお、次回の市史編集委員会は、12月を予定しております。
本日は、ありがとうございました。

令和7年7月23日

議事録署名人 木更津市史編集委員会
委員長 成田 篤彦

【以上】